（技能検定）

第三十四条　［略］

2　卒業検定は、次に定めるところにより行うものとする。

一　前条第五項第一号ナに定める期間内に技能教習及び学科教習を修了した者で、これらの教習を修了した日から起算して三月を経過していないものに限り行うこと。

［二・三　略］

3　修了検定は、次に定めるところにより行うものとする。

一　前条第五項第一号ナに定める期間内において、基本操作及び基本走行の技能教習並びに学科㈠の学科教習を修了した者に限り行うこと。

［二・三　略］

四　修了証明書を有する者が仮免許を受けた後に令第三十九条の三第二号から第四号までの基準に該当して当該仮免許を取り消された場合については、その者が更に前条第五項第一号ナに定める期間内に、その者の自動車の運転に関する技能又は知識の修得状況に応じた三時限以上の技能教習及び一時限以上の学科教習を受けた後でなければ次の修了検定を行わないこと。

（指定前における教習の基準）

第三十四条の三　令第三十五条第三項第二号の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　教習の科目及び教習の科目ごとの教習時間の基準は、第三十三条第一項から第四項までに定めるとおりとする。

二　技能教習の方法については、第三十三条第五項第一号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「当該教習に係る免許に係る教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」と、「それぞれ大型第二種免許」とあるのは「それぞれ大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、大型第二種免許」と、「大型第二種免許」とあるのは「大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許」と、「に限る。」とあるのは「のうちから技能教習を行う者として選任された者をいう。」と、同号ニ中「教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」と読み替えるものとする。

三　学科教習の方法については、第三十三条第五項第二号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「第一種免許に係る教習は第一種免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許（仮免許を除く。）に係る教習指導員（準中型自動車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が、第二種免許に係る教習は第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員」と、同号ニ中「ロに定める者」とあるのは「大型免許、中型免許、普通免許、準中型免許、普通二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者」と、同号ニ中「ロに定める者」とあるのは「大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては、第三十四条の三第一項第三号において読み替えて準用するロに定める者に限る。）」と、同号ト中「前号ナ」とあるのは「第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する第三十三条第五項第一号ナ」と読み替えるものとする。

2　［略］

（国外運転免許証の交付）

第三十七条の八　法第百七条の七第一項の内閣府令で定める区分は、次の表に掲げるとおりとする。

国外運転免許証の申請者が現に受けている免許の種類	国外運転免許証で運転することができる自動車等の種類

（技能検定）

第三十四条　［同上］

2　［同上］

一　前条第四項第一号ツに定める期間内に技能教習及び学科教習を修了した者で、これらの教習を修了した日から起算して三月を経過していないものに限り行うこと。

［二・三　同上］

3　［同上］

一　前条第四項第一号ツに定める期間内において、基本操作及び基本走行の技能教習並びに学科㈠の学科教習を修了した者に限り行うこと。

［二・三　同上］

四　修了証明書を有する者が仮免許を受けた後に令第三十九条の三第二号から第四号までの基準に該当して当該仮免許を取り消された場合については、その者が更に前条第四項第一号ツに定める期間内に、その者の自動車の運転に関する技能又は知識の修得状況に応じた三時限以上の技能教習及び一時限以上の学科教習を受けた後でなければ次の修了検定を行わないこと。

（指定前における教習の基準）

第三十四条の三　［同上］

一　教習の科目及び教習の科目ごとの教習時間の基準は、第三十三条第一項から第三項までに定めるとおりとする。

二　技能教習の方法については、第三十三条第四項第一号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「当該教習に係る免許に係る教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」と、「それぞれ大型第二種免許」とあるのは「それぞれ大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、大型第二種免許」と、「に限る。」とあるのは「のうちから技能教習を行う者として選任された者をいう。」と、同号ニ中「教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」と読み替えるものとする。

三　学科教習の方法については、第三十三条第四項第二号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「第一種免許に係る教習は第一種免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許（仮免許を除く。）に係る教習指導員（中型自動車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が、第二種免許に係る教習は第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型免許、中型免許、普通免許、準中型免許、普通二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者」と、同号ニ中「ロに定める者」とあるのは「大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては、第三十四条の三第一項第三号において読み替えて準用するロに定める者に限る。）」と、同号ト中「前号ツ」とあるのは「第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する第三十三条第四項第一号ツ」と読み替えるものとする。

2　［同上］

（国外運転免許証の交付）

第三十七条の八　［同上］

国外運転免許証の申請者が現に受けている免許の種類	国外運転免許証で運転することができる自動車等の種類